

神東塗料株式会社の JWWA K 139 に関わる塗料を用いた
日本水道協会検査品の暫定期間の延長について

本協会では、不適切行為が報告された神東塗料(株)の JWWA K 139 塗料（以下、「不適切塗料」という。）に関して、「水道施設の技術的基準を定める省令」で定める浸出試験結果によって衛生性が確認された塗料を、令和4年7月31日までの間、暫定的に JWWA K 139 塗料とみなし（以下、「JWWA K 139 みなし塗料」という。）、それを使用した水道用資機材は、JWWA 規格（製品規格^{注1}）に規定する検査項目を満足することが確認できた場合、JWWA 規格品として扱うこととしています。

これについて、水道用資機材の安定供給のため、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会、日本ダクタイル異形管工業会及び水道バルブ工業会から本協会に、「神東塗料(株)の JWWA K 139 に関わる塗料を用いた日本水道協会検査品の暫定期間についての要望書」（2022年4月28日付）により、暫定期間延長の要望がありました。

つきましては、不適切塗料に関する本協会検査について、下記のとおり取り扱うことといたします。

記

1. 暫定期間の延長

令和4年7月31日までとしていた暫定期間を、令和4年度末（令和5年3月31日）まで延長する。

2. 暫定期間延長理由

- 1) 代替塗料への切替のための社内検証に更なる期間を要するため
- 2) 検証終了後に在庫生産を開始し、即納体制を確立する期間が必要なため
- 3) 新塗料の使用にあたって、新設備導入が必要な場合があるため
- 4) 新塗料の供給体制が不透明であり、安定供給できない場合は、市場が再混乱する恐れがあるため

3. 暫定期間における検査合格品の取扱い

1.の暫定期間延長における検査合格品については、次のように取り扱う。

- 1) JWWA K 139 みなし塗料を使用する水道用資機材は、JWWA 規格（製品規格^{注1}）に規定する検査項目を満足することが確認できた場合、JWWA 規格品とする。
- 2) 暫定期間終了日までの検査合格品の取扱いは以下のとおりとする。
 - ① 暫定期間終了日までに、本協会検査を受検して合格した完成品（例：ダクタイル鋳鉄管及び異形管であれば、塗装検査まで合格した製品、弁栓類であれば、塗装・組立完成検査まで合格した製品）は、JWWA 規格品として扱う。
 - ② 上記①の検査合格品に対して本協会が発行する品質適合証明書は、JWWA 規格品として発行する。

なお、製造工場が発行する受検証明書においては、本協会が発行する品質適合証明書に基づき、JWWA 規格品として発行することができる。

- ③ 暫定期間終了日までに、完成に至らない中間工程での検査（直管及び異形管の原管検査、弁栓類の部品検査、弁栓類の部品塗装検査など）に合格したものは、未完成の状態であるため、JWWA 規格品として扱わない。

4. 暫定期間終了後の本協会検査合格品の取扱い

1. の暫定期間において本協会検査に合格した 3. の検査合格品については、暫定期間終了後も、本協会検査に合格した JWWA 規格品とする。

注1 JWWAG 113 水道用ダクタイル鋳鉄管、JWWAG 114 水道用ダクタイル鋳鉄異形管 等の製品規格

連絡担当：検査部検査課 坂本 TEL 03-3264-2709
大阪支所検査課 曾和 TEL 06-6655-1910